

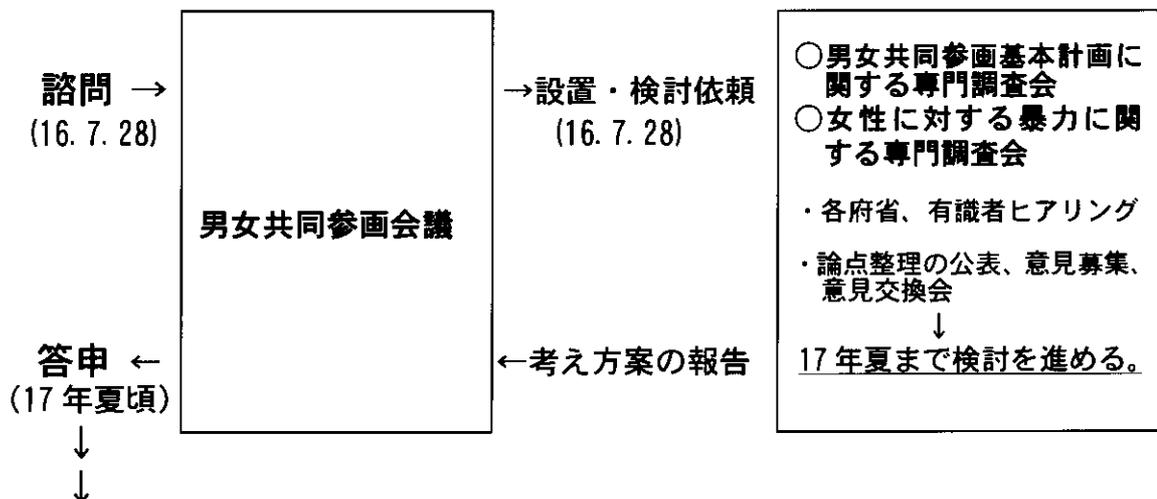
男女共同参画基本計画の改定について

1. 改定の趣旨

- 「男女共同参画基本計画」（男女共同参画社会基本法（平成 11 年）第 13 条に基づき政府が定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画」。平成 12 年 12 月 12 日閣議決定。）に掲げられた「具体的施策」は、平成 17 年度末までに実施するものとして定められている。そのため、期限までに新しい施策を検討し定める必要がある。（基本計画策定後初めての改定。）

2. 改定の段取り

①基本計画策定に当たっての基本的考え方の取りまとめ



②基本計画の策定

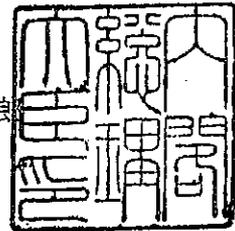
- ・ 上記答申等を踏まえて作成した政府案を、参画会議に諮問・答申後、閣議決定。

参考：諮問文（写）

府共第445号
平成16年7月28日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 小泉 純一郎



男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成12年12月12日に定められた「男女共同参画基本計画」（閣議決定）に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

男女共同参画基本計画について

1. 男女共同参画基本計画の位置付け・経緯

○男女共同参画社会基本法(平成11年6月公布・施行)第13条に基づく法定計画(平成12年12月閣議決定)。

○男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(平成12年9月)及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」(平成12年7月)を受け、並びに国連特別総会「女性2000年会議」の成果も踏まえて策定。

2. 構成

○第1部:基本的考え方

①男女共同参画社会基本法の制定までの経緯、②男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、を記述。

○第2部:施策の基本的方向と具体的施策

11の重点目標を掲げ、それぞれについて、①施策の基本的方向:平成22年(西暦2010年)までを見通した長期的な施策の方向性、②具体的施策:平成17年(西暦2005年)度末までに実施する具体的な施策、を記述。

(重点目標)

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

○第3部:計画の推進

計画の推進に関することとして、①国内本部機構の組織・機能強化、②調査研究、情報の収集・整備・提供、③国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化、を記述。